

意見書(案)

平成 20 年 1 月 31 日

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
パブリックコメント(出会い系サイト関係)担当 御中

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階

社団法人日本インターネットプロバイダ協会

会長 渡辺 武経

電話番号:03-5456-2380

「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」(平成 19 年 10 月、前田雅英座長)が平成 20 年 1 月 10 日に取りまとめた報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方」に関し、別紙の通り意見を提出します。

【報告書に関する意見】

提言① 「都道府県公安委員会に対する届出制の採用が適当である。」 について

届出制の導入については、アクセスプロバイダーと出会い系事業者とを明確に区別し、今後の情報開示等の対応の差についても明示してある点については一定の評価はできるが、13pにあるように「サイト開設者への萎縮効果を与えるおそれがある」点については現時点においても存在し、同じく13pにも述べているように、「インターネット上では・・・様々な形態のサービスが生み出されており」という事実もあることから、今後のインターネット業界の発展性に対する萎縮効果という影響を鑑みると、届出制の採用については適当ではないと考えています。

提言② 「出会い系サイト事業者には、児童に関係する書き込みを知ったとき、その書き込みの削除を義務付けることが適当である。」 について

サイトへの書き込みへの削除については、表現の自由の保障の問題や、児童に関係する書き込みかどうかを判断することが困難である等、実効性の確保が難しいものと考えます。

提言⑥ “フィルタリング”の普及を促進するため、法に保護者及び携帯電話事業者の責務（努力義務）を規定することが適当である。

フィルタリングの普及の促進については、業界としても自主的な取組みにより、「出会い系サイト」に係るものを含めた全体的なフィルタリングの実効性の実現に向けて対応を行ってきているところであり、努力義務とはいえ本法において規定されることは、適当ではないと考えます。また、現在総務省において「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」が立ち上がり、違法・有害情報全般についてのフィルタリング機能の導入促進・普及に向けた検討が行われており、これらとの協調を行う必要があると考えます。

提言⑧ 「出会い系サイトではないが、当該サイトの利用に起因した児童の犯罪被害が発生しているサイトの運営者は、自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性についてサイト上で注意喚起すること等を行うことが適当である。」 について

「出会い系サイト」における児童犯罪被害防止のための対策は必要であるが、本件については提言⑥に対する意見で述べたように、総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」での違法・有害情報全般について議論の方向性との協調を行う必要があると考えます。

以上